

議第97号

平成24年度滋賀県工業用水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成24年度滋賀県の工業用水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入および支出)

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 工業用水道事業 収益		千円 1,148,900	千円 43,791	千円 1,192,691
	1 営業収益	1,136,836	17,762	1,154,598
	2 営業外収益	12,064	26,029	38,093

支出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 工業用水道事業 費用		千円 851,122	千円 21,692	千円 872,814
	1 営業費用	792,626	18,837	811,463
	2 営業外費用	58,496	2,855	61,351

(資本的収入および支出)

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

(補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額343,132千円は、減債積立金143,542千円、過年度分損益勘定留保資金 193,019千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額 6,571千円で補填するものとする。)

収入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入		千円 3,000	千円 2,860	千円 140
	1 諸収入	3,000	2,860	140

支 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 資本的支出		千円 390,026	千円 46,754	千円 343,272
	1 建設改良費	245,696	46,651	199,045
	3 固定資産購入費	788	103	685

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科	目	補正前の額	補 正 額	計
職 員 給 与 費		千円 146,320	千円 35,811	千円 182,131
	交 際 費	25	6	31

(他会計からの補助金)

第5条 退職手当、子どものための手当、子ども手当および児童手当に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

科	目	補正前の額	補 正 額	計
補 助 金		千円 572	千円 24,548	千円 25,120

上記の議案を提出する。

平成25年3月13日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子